

国民健康保険制度の財源確保に関する意見書

国民健康保険(以下国保という)は皆保険制度として1961年にスタートしました。以来、組合健保や協会けんぽ等、他の保険に加入できない全ての国民の健康を守る重要な制度となっています。そのため、国保法第1条では社会保障制度であることも謳っています。

皆保険制度のため、当市の加入している被保険者の44.5%は無職であり、所得100万円以下の世帯が60%を占めています。

このように「低所得者」や「高齢者」が多いことから、広域化だけでは解決できない構造的問題を抱えています。そのため、所得に占める国保税の負担率は10.9%と他の保険制度より重く、滞納やそのための差押えも発生し、最悪の事態である資格証明書によって、体調が悪くてもかかわらず受診を控える事態も生まれています。

このような事態を改善するよう国においては、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 被保険者の負担軽減を図るため、国の負担割合を増やすこと。
- 2 低所得者に対する一層の減免を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月15日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿